

教委 6-1

許認可等の内容	資料の複製の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担当課	中央図書館	処分権者	教育長
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 図書の複製の承認は、著作権法第31条第1項の規定により、図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に記載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を1人につき一部提供することができることとされている。なお、条例第5条第2項第2号に規定する「館長が複製を不相当と認めた資料」とは、具体的には次のいずれかに該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1 人権又はプライバシーを侵害するおそれのあるもの 2 わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの 3 寄贈又は寄託資料のうち、寄贈者又は寄託者が公開を否とする非刊行資料 したがって、著作権法第31条第1項第1号の規定に該当し、かつ、当該資料が1から3までに掲げる資料以外の場合に限り、その方法等を指定して複製を承認するものとする。 			

教委 6-2

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例第14条第1項第4号		
担当課	中央図書館	処分権者	教育長
標準処理期間	2日	設定日	平成16年11月1日
審査基準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次の事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 図書館で当該行為を行う必要性があり、かつ、図書館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 			